

(令和2習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 布施 孝 一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、平成17年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまった。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じている。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくる。

よって、本市議会は政府に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 布施孝一

国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積している。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生した。災害からの復興・感染症の克服はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、以下の項目を中心に、令和3年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く要望するものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
 - 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
 - 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
 - 6 老朽校等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
 - 8 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と船橋市・八千代市・習志野市上空を通過しないことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者 習志野市議会議員 市瀬健治

賛成者 習志野市議会議員 入沢俊行

〃 〃 藤崎ちさこ

〃 〃 宮城壮一

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と船橋市・八千代市・習志野市上空通過をしないことを求める意見書

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下の5月8日にオスプレイは、山口県の米軍岩国基地に陸揚げされた。早ければ6月にも自衛隊木更津駐屯地に暫定配備される。

防衛省は、オスプレイの訓練について、木更津駐屯地に現在配備している航空機のCH-47などと同様になるとしている。木更津のみならず、習志野演習場ほか、千葉県の上空に設定した「空中操作空域」、「場外離着陸訓練場」、「房総低空飛行訓練場」などで行うとしている。

さらに、「基本操縦訓練は休日を除いて毎日実施」、「房総半島の陸上での訓練」をはじめ、早朝・夜間・低空の飛行訓練などは「技量の維持・向上のために必要」であるとし、「気象条件などにより、やむを得ず住宅地、工場などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」としている。

つまり、オスプレイが配備されれば、千葉県上空を危険なオスプレイが自由に飛び交い、訓練することとなる。

オスプレイは製造段階から事故を繰り返し、欠陥機と言われ、10か月で3度の墜落事故や緊急着陸を繰り返している。また、騒音等により周辺住民の平穏な生活を奪う。

よって、本市議会は政府に対し、上記3市の市民の命、安全、暮らし及び財産を守るため、オスプレイの飛来及び訓練と3市上空通過に強く反対し、下記の事項について、強く求めるものである。

記

- 1 習志野市において、公開の場で説明会を実施すること。
 - 2 習志野演習場での訓練や3市上空を通過しないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

消費税率を5%に引き下げを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	藤崎ちさこ
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	宮城壮一

消費税率を5%に引き下げを求める意見書

令和元年10月、消費税率が10%に引き上げられた。今、消費税増税と新型コロナウイルスが日本経済を急激に悪化させている。10%への増税後、内閣府が発表した令和元年10月から12月期国内総生産（GDP）は年率7.1%減であった。その上、2月下旬からはコロナウイルスによる内外での経済ショックがあり、さらに急速に景気が落ち込んでいる。このままでは、戦後最大の景気悪化につながるという声すら上がっている。今、消費税減税を新型コロナウイルスの経済対策として実施してほしいという声が高まっている。

世界では、緊急に消費税を減税する経済対策を決断した国も出ている。ドイツでは、影響の大きな飲食業界を対象に、19%の税率を7%まで減税すると打ち出している。ブルガリアでも同様に影響の大きな業種を対象にした減税策の実施を目指している。

安倍首相は消費税増税前に、「リーマン・ショック級の出来事がない限り10%に増税する」と発言している。今回の新型コロナウイルス・ショックの影響は、リーマン・ショック時を超えており、消費税減税こそが経済危機を打開する道である。

よって、本市議会は政府に対し、新型コロナウイルス・ショックによる経済危機の対策として、消費税率を5%に引き下げようを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第2回定例会)

発議案第5号

新型コロナウイルス感染症拡大に関わる迅速かつ強力な取組を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会議員 佐野正人

賛成者 習志野市議会議員 市角雄幸

〃 〃 宮本博之

新型コロナウイルス感染症拡大に関わる迅速かつ強力な取組を求める 意見書

新型コロナウイルス感染症拡大によって日本全国に「緊急事態宣言」が発出され、千葉県建設産業への深刻かつ長期的な影響が懸念される。

建設資材の供給遅延によって、県民のライフラインを維持することの遅れが懸念される中、大手建設会社は軒並み建設現場の閉所を進め、政府が押し出した「接触8割削減」を進めることで、感染拡大を抑えようと試みている。

千葉県においても休業・自粛要請が出されたことから、感染拡大防止へ協力する事業者が事業活動の中止・休止を行ったことで、営業損失が拡大しており、建設業も同様の状況となっている。

政府の支援策だけではなく、千葉県が独自の抜本的な直接支援策を講じなければ、県内の建設事業者（個人事業者や一人親方・フリーランスを含む）や建設労働者は生活さえできなくなる。

大手・中小ゼネコンで働く組合員からは、現場での感染拡大を恐れる声が次々に寄せられている。

国交省も「朝礼や休憩所、密閉空間の作業などで、3密が起きないように対応をとること」を元請業者に求めていた中、4月13日には清水建設の都内現場において従業員の感染が確認され、残念ながら1名が亡くなるという事態となったことも報告されている。

清水建設をはじめ大林組、戸田建設、西松建設、東急建設、大和ハウス、大東建託でも緊急事態宣言地域において宣言期間中の現場閉所の方針を発表している。

4月16日には日本全域に「緊急事態宣言」が発出され、一部の建設現場が工事を中断（閉所）するなどした。その結果、下請事業者や一人親方らが閉所しない現場を求め、稼働している現場に「仕事を分けてほしい」、「現場に入れてほしい」と訴える状況も発生しており、建設現場では混乱が起きている。順次、現場を再開する企業もあるが、感染対策が不十分であるという報告も多数寄せられている。

よって、本市議会は千葉県に対し、災害対応や社会インフラの整備・維持に対し徹底した感染防止対策と事業継続、生活の維持に向けた緊急支援が必要であることから、下記の事項について強く求めるものである。

1 公共・民間工事現場での感染防止について

習志野市内での感染拡大を防止する観点から、作業員へのマスク、消毒液の配布・確保の支援をすること。

2 公共・民間工事現場の現場閉所に伴う補償について

習志野市内のライフラインに関係しない工事等については、緊急事態宣言期間中の工事を中断（閉所）するように発注者（民間・公共）及び受注者（元請）に要請すること。

ただし、現場を中断（閉所）する際、元請や下請・再下請等事業者の経営を守り、労働者の収入が途絶えないようにするため、発注者や元請が補償を行えるよう、千葉県として独自の補償をすること。

3 県内建設事業者の事業継続・雇用維持について

① 建設業許可の更新期限について猶予期間を設けること。

② 4月16日に雇用や事業を継続するため、前年売上5割以上減少した事業者への支援策を発表したが、支援額の大幅な引上げ並びに売上の減少率に準じた支援・補償に変更すること。

4 コロナ関連相談ほかについて

① 県税の納税猶予制度の周知を徹底すること。

② 千葉県内の新築工事・リフォーム工事の増加につながるための政策を検討・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、千葉県に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第2回定例会)

発議案第6号

持続化給付金の事業主への速やかな給付と疑惑の徹底究明を強く求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	央重則
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

持続化給付金の事業主への速やかな給付と疑惑の徹底究明を強く求める 意見書

新型コロナウイルスの感染拡大で休業を余儀なくされた中小業者・個人事業主に支給される持続化給付金をめぐり、国から委託を受けた電通など関連企業が巨額の差額を得たことや、給付が遅いことが大問題になっている。

持続化給付金をめぐる疑惑は、経済産業省が一般社団法人サービスデザイン推進協議会に769億円で委託し、同協議会は749億円で電通に再委託、さらに電通は子会社に外注に出すとともに、さらにその一部は、かつて経済再生担当相を務めた竹中平蔵氏が会長を務める人材派遣会社パソナや大日本印刷、IT業のトランスコスモスなどに外注、同協議会はまた、みずほ銀行に給付金振込手数料を払うなど、16.4億円を外注した。経済産業省によると電通、電通ライブ、パソナ、大日本印刷、トランスコスモスは、いずれも同協議会を構成する企業で、同協議会の従業員は、これらの企業を中心とした出向社員計21人。構成企業が国の委託料を分け合った形で、経済産業省が禁じる「全部再委託」に当たるおそれもあり、経済産業省の担当者も「金額だけ見るとかなりの部分が再委託なのは間違いない」と述べている。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い苦境に陥った中小業者や個人事業者を支援する事業費用が、一部の企業に還流していることが明らかになった。さらに、安倍首相が支部長を務める自由民主党山口県第4選挙区支部に、電通から平成23年、25年、26年に合計30万円が献金されていることが明らかになった。

持続化給付金は、全国で申請された150万件のうち100万件が支給されているが、申請には収入が落ち込んでいることを証明する書類や銀行口座などの届出が必要で、申請の煩雑さと給付の遅さが問題になっている。

事業者へ十分に速やかな給付が求められている時に、コロナ禍の中で中小業者・個人事業主の命綱ともいえる給付金事業の予算を一部の大企業が分け合うなど決して許されない。

よって、本市議会は政府に対し、持続化給付金の事業主への速やかな給付と疑惑の徹底究明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第2回定例会)

発議案第7号

黒川元検事長の定年延長の閣議決定の撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	佐野正人
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

黒川元検事長の定年延長の閣議決定の撤回を求める意見書

安倍政権は、憲法の基本原理である権力分立を破壊する検察庁法改正案の成立を狙っていた。新型コロナウイルス感染症の危機から国民の命と暮らしを最優先で守らなければならないときに、文字どおり「不要不急」の同改正案を押し通すことは到底許されるものではなかった。

今回の改正案には、検察幹部の役職定年（６３歳）について、「内閣が定める事由があると認めるとき」は延長できるとする特例が設けられた。この特例により、政権の意にかなう検察幹部は６３歳以降も続投させ、意に沿わない場合は役職を解くことができるようになる。

現在の検察庁法の下、検察官は、強大な捜査権を持つとともに起訴の権限を独占し、準司法官的な役割を果たしている。同改正案は、時の政権による検察官人事への恣意的な介入を可能にするものであり、検察の政治的中立性や独立性を脅かすものであった。

同改正案に対し、「検察庁法改正案に抗議します」「検察庁法改正案は廃案に」など、著名人や芸能関係者など各界から抗議の声が広がった。日本弁護士連合会をはじめ、全国５２の全ての弁護士会が反対の声明を公表し、元検事総長を含む検察官〇Ｂも反対の意見書を公表した。こうした世論に押され、安倍首相は今国会での法案成立を断念し、廃案とした。

安倍政権は、検察庁法改正案は廃案としたが、黒川弘務東京高等検察庁検事長（当時）の勤務を延長する閣議決定は撤回していない。この閣議決定は、検察庁法第２２条、同法第３２条の２に違反し、国家公務員法第８１条の３は検察官には適用されないとする政府解釈にも反するもので、明確に違法である。

黒川弘務元東京高等検察庁検事長が辞職しても、違法な閣議決定が残れば、第２、第３の黒川問題を引き起こしかねない。法秩序の回復のために、閣議決定を直ちに撤回すべきである。

よって、本市議会は政府に対し、黒川弘務元東京高等検察庁検事長の定年延長を決めた本年１月３１日の閣議決定を撤回することを強く求めるものである。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2習志野市議会第2回定例会)

発議案第8号

PCR検査体制の抜本的な改善と強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

PCR検査体制の抜本的な改善と強化を求める意見書

新型コロナウイルスから国民の命と健康を守るために、一日も早くこの感染症の拡大を終息させることは、国の最優先課題である。

感染を疑われる人が保健所を通さず迅速に検査できるPCR検査センターの設置・推進は、不可欠である。安倍首相は、同センターの設置を表明し、さらに「保健所の業務過多や検体採取の体制などに課題があるのは事実。早急に強化していきたい」と述べた。全国の地方自治体において、同センターを設置する動きがあるが、その設置費用は1か所平均5,000万円かかるとされている。

本年4月30日に成立した令和2年度補正予算には、同センター設置関連予算を含んでおらず、政府は緊急包括支援交付金1,490億円などで対応しているが、同センターを全国数百か所設置することとなれば、新たに200億円必要となる。厚生労働省は「風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く」という相談・受診の目安を変更しており、さらなるPCR検査体制の充実が求められている。

安倍首相自ら同センターの設置という方針を表明した以上、既存の予算の枠内にとどめることなく、さらなる補正予算を組むなどの措置を講ずるべきである。

よって、本市議会は政府に対し、PCR検査体制の抜本的な改善と強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。